

沿岸広域振興局長告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項の規定により定めた次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更した。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和2年6月17日から同年7月14日まで関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月12日

沿岸広域振興局長 森 達也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
高田沖地区	当該変更に係る県営土地改良事業計画書の写し	陸前高田市役所